

## 第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画(案)に係る意見公募手続の結果一覧

1 募集期間 令和5年11月21日(火)から令和5年12月21日(木)まで

2 発言者数 4人

3 件数 41件

意見 No.	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	回答
1	2~ 3	2 基本計画の位置付けの(3)と下図には、鈴鹿市まちづくり基本条例と鈴鹿市総合計画 2031・第3次鈴鹿市男女協働参画基本計画との繋がりが図解されておらず、整合性・一貫性のある説明とはなっていない。 透明性のある説明を願います(※)	無	「第1章 第3次基本計画の策定にあたって 2 基本計画の位置づけ」では、鈴鹿市まちづくり基本条例に基づく計画である総合計画 2031 と、整合性を図り策定している旨を説明しています。
2	3	男女雇用機会均等法→正式名の記載 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法」と表記する。)	有	御意見いただいたとおり表記を修正します。
3	6~ 7	年表記載間違い・表記の統一→第3次三重県男女共同参画基本計画を参照し修正 別紙 資料1	有	御意見いただいた部分を適宜加除修正します。
4	10	課題が3つは大枠過ぎる。鈴鹿市男女共同参画推進条例第9条では10の事項がある。もっと丁寧な課題選定が必要ではないか。	無	本基本計画は、第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画策定時に見直した課題及び体系を踏襲しています。また、国や県の基本計画の体系を参考に、鈴鹿市男女共同参画推進条例第9条の10項目を網羅する形で、3つに分類しています。 なお、P.12-13 の体系図のとおり、3つに分類した課題の下に8つの施策、その下に21の単位施策を定め取り組むこととしています。
5	11	上記(意見 No.1)との繋がりで、 第2章1条例や実施計画との関係(■目的や■目標……)では、まちづくり基本条例9条(まちづくりの視点、※)との係わりを説明していない。透明性のある説明を願います。 ※まちづくり基本条例には総合計画という用語は無い(通名である)。17条では基本構想等という用語を用いている。そもそもこの段階から混乱を来たしている！！	無	本基本計画は、鈴鹿市まちづくり基本条例に基づく総合計画 2031 と整合性を図っているため、まちづくりの視点を取り入れて、各事業に取り組みます。
6	12	重点課題Ⅱ施策について ※女性活躍推進法に基づく推進計画として位置付ける項目→『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 市町村推進計画策定マニュアル(平成30年3月)』によると、「女性活躍推進法は働く場面において女性活躍を推進するために、地域の特性を踏まえた施策をまとめたものが市町村推進計画です。」となっている。(3)地域における男女共同参画(4)家庭における男女共同参画に適用されるのか疑問。	無	職業生活を営む女性の活躍に対して、性別による固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な考え方、家庭・職場・地域の慣行のなかに、いまだ根強く残っていることから、女性活躍推進法の基本原則では、「家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。」となっていることから、家庭・地域における施策もこの法律に基づくものと考えます。
7	12	(2)就労→「労働の場」もしくは「働く場」が適切ではないか。 (5)教育→「教育の場」が適切ではないか。	有	施策の名称については、「～の場」とする限定的な表現ではなく、広義的な意味で「就労の分野」、「教育の分野」を指しており、重点課題Ⅱの見出しが「あらゆる'分野'における男女共同参画の推進」としているため、そこに係るものとして表記しています。 ただし、「課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 (1)意思決定の場における男女共同参画」については、鈴鹿市男女共同参画推進条例第9条に合わせて「政策・方針決定過程における男女共同参画」という表現に修正します。

意見 No.	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	回答
8	14	<p>市民アンケート調査(2022(令和4)年度実施)の結果が74.6%に対して目標値が76%になっています。市議会全員協議会では、「男女参画に関する意識の普及度を1.4%向上させるために8年間、費やされるのか」という厳しい意見が出ていました。</p> <p>全く同意見であり、職員の意欲、やる気、本気度が伝わってきません。目標値は、男女共同参画審議会でも議論になった80%に変更するべきではないでしょうか。目標値の再検討を強く要望します。</p>	無	<p>内閣府が行った世論調査(2022(令和4)年)では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」と回答した人の割合は64.3%でした。鈴鹿市では、これまでの取組により全国の世論調査結果を上回っているものの、第2次基本計画の目標値を達成しきれていない状況です。今後も引き続いて、着実に目標値の達成を目指したいとの考え方から、第2次の目標値である75%を前期4年間の目標値とし、その目標値に上乗せる形で76%と設定いたしました。</p> <p>なお、4年後の改定の次期にどういった成果となつていいか検証し、改めて目標値の設定を行う予定です。</p>
9	14	<p>男女共同参画に関する意識の普及度→男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識の解消は不可欠ではあるが、固定的役割分担意識の結果を、男女共同参画に関する意識の普及と見ているのではないかと疑問に思う。</p>	無	<p>国の第5次男女共同参画基本計画の中でも、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進まない要因として、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの存在を挙げており、これらの解消を図ることとしています。国や県でも、男女共同参画を推進するための指標として、固定的役割分担意識の結果を用いています。</p> <p>本市では、鈴鹿市男女共同参画推進条例の前文で定められているとおり、「性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行を解消することによって」男女共同参画社会の形成促進が図られると考えています。</p>
10	18	<p>課題Ⅰ</p> <p>男女共同参画に関する意識調査で最も象徴的な質問である「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識→「最も象徴的な質問」と位置付けるのはいかがなものか。男女共同参画に関する意識=固定的役割分担意識ではない。あらゆる視点から見てほしい。</p>	無	<p>2022(令和4)年度鈴鹿市男女共同参画に関するアンケート調査の調査項目の中では、最も象徴的な質問であることを意味しています。</p> <p>鈴鹿市男女共同参画推進条例の前文において、男女共同参画社会が「性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行を解消することによって、はじめて具現化されるものと考えられる。」としており、その進捗度合を計るために成果指標として掲げています。なお、本基本計画には、あらゆる視点から各施策を定めています。</p>
11	18	施策(1)単位施策1→「男女共同参画に関する基本的な学習機会の提供」の対象は誰になるのか。担当課には、市民であれば地域協働課、子どもであれば教育委員会関係課、子ども政策部関係課も必要では。	無	施策(1)単位施策1では、幅広く市内に男女共同参画に関する意識を高めるための啓発や情報発信に取り組むこととしており、その広報を担う情報政策課と主体的に取り組む男女共同参画課を列記しています。
12	20	2018年(H30)に政治分野における男女共同参画推進に関する法律が施行され、2021年(R3)に改正されています。この法律に係る鈴鹿市の取組を説明してください。	無	政治分野における男女共同参画の推進については、市民の関心と理解を深めることが大切と考えます。本市では、特に次世代を担う若年層への働きかけが重要であると考え、市内高校等に赴き、選挙権年齢の引き下げに関するパネル展示等の啓発を実施しています。また、鈴鹿市議会では、市議会議員の待遇改善を図るため、規則を定め環境整備に取り組んでいます。
13	20	<p>課題Ⅱ</p> <p>災害時に備え平時からの地域の自助力・共助力の重要性や、防災分野での女性参画の必要性が唱えられてきています。→災害時に備え平時からの地域の共助力の重要性が唱えられていることからも、防災分野での女性の参画が必要です。</p> <p>とした方が、男女共同参画の視点を持った表現となると考える。</p>	有	防災分野での女性の参画が必要であることを明確にするため、御意見を踏まえ、「災害時に備え平時からの地域の自助力・共助力の重要性が唱えられていることからも、防災分野での女性の参画が必要です。」との表記に修正します。
14	22	市役所職員の男女の賃金格差の是正は、どのように取り組まれているのか説明してください。	無	市職員の雇用(賃金も含む)については、男女格差が生じないよう、男女の均等な機会と待遇の平等性の確保に取り組んでいます。
15	22	<p>施策(2)</p> <p>就労→「労働の場」もしくは「働く場」が適切ではないか。</p>	無	女性の職業生活の支援のみでなく、就職や起業のほか休職中のスキルアップ等の取組も行うこととし、「就労における」としています。

意見 No.	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	回答
16	22	単位施策 1 担当課→産業政策課、人事課、消防総務課の順ではないか。 単位施策 2 担当課→産業政策課、人事課の順ではないか。 単位施策 5 担当課→産業政策課、人事課の順ではないか。	有	御意見を踏まえ、本市行政組織・機構順に記載いたします。
17	22	単位施策 3→「働き方の背景にある課題」であるならば、働く場も背景になると考えるので、担当課に産業政策課も必要ではないか。	無	働く場への取組として、単位施策1及び単位施策5で企業へ働きかけます。
18	23	施策(3) 単位施策 1 男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくり→男女共同参画の視点に立った「自助」のまちづくりとは何を言うのか。男女共同参画社会の実現に関しては「公助」が不可欠である。	有	市民個人や家族単位で、男女共同参画の視点を持ってまちづくりに参加するといった意味です。鈴鹿市協働推進指針では、市民一人ひとりが、住みよいまちを目指して、地域の課題に関心を持ち、自発的にまちづくりに関わることで、自治意識が形成されることを期待しており、これらの行動の中に男女共同参画の視点が取り入れられるよう施策を進めます。 また、御意見のとおり文中に「公助」を加筆します。
19	24	施策(4) 単位施策 1、単位施策 2→男女ともに家庭生活を営む上で働き方がポイントとなるので、事業所への啓発・学習機会の提供も必要と考え、産業政策課も加えるべきと考える。	無	施策(2)就労における男女共同参画で、事業所への啓発等の中に含めて取り組みます。
20	24	施策(5) 教育→「教育の場」が適切ではないか。	無	意見 No.7 の回答のとおりです。
21	24	単位施策 1→「子どもたちの発達段階に応じ、ジェンダーの視点に立った教育・保育で…」とした方が、「指導者に対して」との 2 本柱であることが明確になる。	無	子どもたちに対する教育として、指導者側が実施する取組内容であるため、原案どおりとします。
22	24	単位施策 2→「ジェンダーに基づく固定概念にとらわれず、主体的な進路の選択ができる能力の育成ができるよう、キャリア教育の充実に取り組みます。」とした方が、キャリア教育の意図が明確になると考える。	無	原案においてもキャリア教育の意図が読み取れる表記となっていると考えています。
23	24	単位施策 3→「メディア・リテラシーの向上」と「男女共同参画」との位置付けが不明。第 1 次基本計画(平成 22~26 年度)12 ページには、「個人の意識に大きな影響力を持つメディアにおいて、暴力的な表現や性の商品化など、女性の人権を侵害しているケースが多く見受けられます。市民がメディア情報を主体的に選択し、読み解く能力を高める学習の機会を提供するとともに、メディア側の自主的な配慮を促すような取組も必要です。」と、メディア・リテラシーについて記されていた。 メディア・リテラシーの向上は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた実効性のある取組である。第 2 次基本計画から今回のように記されているが、位置付けるための加筆をお願いするとともに、啓発活動や学習会の充実は、子どもだけでなくおとなにも広げてもらいたいと考える。	有	御意見を踏まえ、単位施策3の冒頭に「個人の意識に大きな影響力を持つインターネット等のメディアにおいて、暴力的な表現や性の商品化など、女性の人権を侵害しているケースが見受けられることから、」を加筆します。 メディア・リテラシーの向上につきましては、課題 I の幅広く市民への啓発活動を行う取組の中でも取り入れていきます。
24	25	課題Ⅲ 施策(1) 単位施策 1→「ジェンダーの視点に立った相談」と謳いながら、男女共同参画センター開設から 21 年経ったが、相談日時は限られている。センターが開所している日は、相談事業も行ってほしい。また、DV 相談や子育ての相談においても、ジェンダーの視点に立ってもらいたいので、担当課に、子ども家庭支援課も加えてほしい。相談員のスキル向上にも力を入れてほしい。	無	相談事業の在り方については、現状やニーズを考慮して検討していきます。子ども家庭支援課の相談に関しては、単位施策 2 の取組として整理しています。また、男女共同参画課の女性相談では、相談員のスキル向上を目的に、毎月 1 回の事例研修を実施しています。

意見 No.	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	回答
25	25	単位施策 2→セクハラ等ハラスメントについては、事業所への啓発も不可欠なので、担当課に産業政策課も加えてほしい。	無	セクハラ等の事業所への啓発につきましては、「課題Ⅱ(2)就労における男女共同参画」の中で取り組んでいきます。
26	25	DV 防止法は前文で「人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。」と定義している。DV 防止法に基づく推進計画として位置付ける項目としているのであれば、施策表記は「あらゆる暴力の根絶」としてほしい。	無	あらゆる暴力の根絶を目指しているところではあります が、DV防止法の前文にある「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する」との記載から、本市は被害者の保護、加害の予防を目指すところとしているため、原案どおりとします。
27	27	単位施策 2→保育園・幼稚園でも取り組んでほしいので、担当課に子ども育成課を加えてほしい。	無	課題Ⅱ 施策(5)教育における男女共同参画の中で、取り組むこととしています。
28	30	第 4 章 1 計画の進行管理で、「本計画の施策を効率的かつ効果的に実施していくため、実施計画記載の...[PDCA サイクル]のなかで、施策・事業の実効性を高めていきます」とある。 施策・事業の実効性を高める為に PDCA をまわすのであるが、進度管理(成果指標)に重きが置かれ、目的管理(まちづくり基本条例の遵守)を喪失している。  本計画の履行(進度管理+目的管理)を通して、 ①「対話と協働」 ②「市民の声を反映出来る組織づくり」 を市民にもわかるよう見える姿(証、※)で示して下さい。 ※ 総合計画 2023 の 4 章 1、2、3 記載内容に沿った検証記録が参考にできる。	無	「第4章 2 推進体制」で説明しているとおり、PDCA サイクルの中に市民で構成する鈴鹿市男女共同参画審議会による評価を取り入れています。また、市民、事業者、関係機関等との連携・協働についても記載しており、鈴鹿市まちづくり基本条例第13条に掲げられた市民参加及び協働の仕組づくりを図っていくこととしています。
29	31	男女共同参画センターの活用→市民の責務として、市民も男女共同参画社会実現に向けて連携して取り組むことが大切と考えるので、登録団体との連携も加えてもらいたい。	有	御意見を踏まえ、「本市の男女共同参画を進める拠点として、登録団体等と連携した男女共同参画に関する啓発、学習事業や、関係機関等とも連携した相談事業を行うとともに、市民の交流の場として活用していきます。」とします。
30	34	用語解説 注 4 DV 防止法→注 3・5 と同じ書き方で 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法) DV 防止法の注記文章→平成 13 年に成立したときは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で間違ってはいないのだが、平成 25 年の改正で現法律名となった。誤解を生む可能性があるので、表記文章を、 2001(平成 13)年 4 月成立。今まで家庭内の問題として見過ごされてきた配偶者からの暴力が社会問題として認識されるようになりました。	有	御意見いただいたとおり表記を修正します。
31	35	注 7 男女雇用機会均等法→注 3・5 と同じ書き方で 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	有	御意見いただいたとおり表記を修正します。

意見 No.	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	回答
32	資料 12~	第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画(案)に関する資料 全ての設問において、14ページのように年代別のグラフを表示してほしい。	無	本基本計画の成果指標である「男女共同参画に関する意識の普及度」の現状をより深く理解していただくため、この設問のみ年代別のグラフを掲載しています。 今回は全ての設問において年代別のグラフを掲載いたしませんが、計画推進に当たり、年代ごとに取り組む内容にも変化を付ける必要があると考えており、貴重なデータとして活用していきます。
33	資料 24	グラフの表記として、数値に関わらず、「その他」は一番下に記載するものである。	有	御意見いただいたとおり表記を修正します。
34	資料 33	設問の意図が分からぬ。就労支援に関連してなのかと考えるが、回答者の年代層を考え、もっとポイントを絞らないと、目的とする統計にならないと思う。	無	本市のデジタル環境の普及状況を把握し、今後の啓発活動におけるデジタルコンテンツ等の有効性を図るために調査しました。
35	資料 33	資料に関連した法律を加えてほしい。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	有	御意見のとおり各法律の条文を資料に加えます。
36	-	・男女共同参画という名前について 男女二元論のみの視点しかないように思います。オールジェンダーの人たちが生きやすい社会を目指して連帯してほしいです。特にトランスヘイトがメディアでも多く取り上げられて仕事を得ることも、普通に生活することも困難です。どうかLGBTQ+の方たちの視点も入れた社会変革を目指してほしいです。 また、病院もLGBTQ+、特にトランスの方たちが相談できる場所も少ないです。女性もまだまだ、権利を主張しなくてはいけないことがたくさんですが、性的マイノリティーの方はもっと多いです。同時に並行して個人の尊厳、権利を守る機関としてマイノリティーの人たちのことも含めた視点を持ってください。	無	男女共同参画社会基本法に基づいて策定している基本計画であるため、「男女共同参画」という統一した表現にしています。本計画の中で、課題Ⅲ「ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援」として、性的マイノリティの方たちも自分らしく生きていくよう、人権尊重等に関する施策に取り組みます。
37	-	・シングル、共働き世帯の小学生の子どもの見守りについて 保育園までは延長保育があります。小学校に上がった途端に授業時間が短く、学童の時間は各自治体によって学校内学童があっても18時までにお迎えや、私立の学童に入れるという壁があります。シングル、共働き世帯の制度設計が完全に見落とされています。そのため、家族の誰かが、パートタイムの時間内にしたり、働き方を変えたりしなくてはいけません。ほぼ女性が担っています。官制婚活事業ではなく、子育て支援にお金を回してほしいです。本当に困っている人たちの声が全く届いてないように思います。	無	御意見は、今後の子どもの施策を展開していく上での参考にさせていただきます。

意見 No.	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	回答
38	—	<p>・家庭内の役割分担について</p> <p>定年退職した人の家庭をみると、男はなにもしないと、ばやかれことが多いです。そして出かけていても、お父さんを置いて出たお母さんはお昼をつくるために必ず帰らないと怒られる世帯が多いです。特に高齢の世帯に多いです。各自治体単位で、いきいき健康教室も大切ですが、自立して生活や身の回りのことを自分で行う啓発や働きかけが重要です。まだどの世代にも男女の役割に縛られて苦しい思いをしている人々はたくさんいます。消防団では炊き出しは女の仕事とか、あるそうです。草の根的にどうやってお互いを尊重しあえる関係性を担保できるのか、そんな基本計画をきちんと考えてほしいです。</p> <p>会議場で議論を交わして、書類を見るだけの市民審議員をしましたが、とても意味のある審議ができたとは言えないほどでした。</p>	無	本基本計画の重点課題である「あらゆる分野における男女共同参画の推進」に係る御意見として、今後の各施策を実施する上で参考とさせていただきます。
39	—	<p>・女性の避妊、産む、産まない権利について</p> <p>法律もそうですが、性教育しかり、産む、産まない権利はとても軽視されています。不妊治療についても女性の負担が大きいです。フルタイムで働いていても休む必要があるので、キャリアや、会社への相談もハードルが高いです。</p>	無	本基本計画の「課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援」の中で取り組む内容であることから、今後の各施策を実施する上で参考とさせていただきます。
40	—	<p>・男性の育休取得について</p> <p>出産後の男性の育休取得はまだまだ、取りづらい状況です。中小企業も人員不足で育休をとれる時間がないし、有給も使うことも難しい企業が多いです。</p>	無	本基本計画では、「就労における男女共同参画」を重要施策としており、ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休暇等の取得促進に取り組みます。御意見は、事業を実施する上の参考にさせていただきます。
41	—	<p>第1次計画より、抽象的大枠な表現の計画を感じた。</p> <p>今回のパブリックコメントを作成するため、三重県、四日市市、伊賀市、津市、松阪市と、鈴鹿市と同じく女性市長の徳島市の基本計画を参考にした。</p> <p>鈴鹿市の担当職員の方も、是非、見てもらえたと思う。グラフの使い方や担当課の記載方法は、見やすくて参考になる。</p> <p>また、関連する法律、条例も読み返した。女性活躍推進法は、あくまでも女性の職業生活における活躍の推進であって、女性全ての活躍ではないとは知っていたが、この機会に改めて勉強させてもらえた。</p> <p>三重県で、四日市市とともに「男女共同参画課」を有する市であり、男女共同参画センターのある市であり、唯一の女性市長を有する市として、県内市町推進計画の鑑となるようなきめ細かな計画を策定してほしいと切に願う。</p>	無	御意見は、今後の各施策を展開していく上で参考にさせていただきます。